

♣会員になってください！！
NPO クラブは、あなたの地域づくりを応援、
あなたの団体をサポートします。
年会費 団体1口1万円、個人1口5千円
詳しくはお電話またはホームページで。

●NPOのための融資セミナー

ろうきんのNPO 担当者が融資活用のポイント教えます！

現在、NPO 専用の融資制度を持つ金融機関も増え、NPO にとって「融資」が身近なものになってきました。その一方で、「NPO への融資制度があることを知らなかった」「理事から借入をするから、金融機関からの融資は利用したくない」という声も耳にします。本セミナーでは、「金融機関による審査のチェックポイント」や「融資を利用するために今備えておくべきこと」などについてわかりやすく説明します。



日時：2月24日（水）13:30～16:00
場所：千葉市ビジネス支援センター会議室4（きぼーる 15階 京成千葉中央駅徒歩5分）
対象：融資の活用を検討しているNPO法人、融資に関心のあるNPO法人、NPO支援組織メンバーなど
講師：中央ろうきん「NPO事業サポートローン」担当者 定員：20名（申し込み先着順・締切2月19日）
受講料：500円 共催：中央労働金庫、中央ろうきん社会貢献基金
申込み：NPOクラブ TEL 043-303-1688

●ちばユニバーサル農業フェスタ 2015 写真展

（撮影協力：千葉県立四街道高校写真部）

昨年11月に開催し2500人が来場したフェスタの様子をお伝えします。
*「ユニバーサル農業」とは、さまざまな人々が農業を通じて、出会い、交流し、はたらきあう、新しい農業の形です。



日時：2月16日（火）～21日（日）9:00～17:00（16日のみ11:00～）
場所：四街道市文化センター1階展示ホール
問合せ：四街道市みんな地域づくりセンター TEL 043-304-7065

●福島県 ふるさと・きずな維持・再生支援事業

おらが町 「福島とつながりたい」交流会

内容：参加者それぞれが、福島とつながる方法を模索します。
・被災者からの体験談（福島県から千葉県に避難された方のお話）
・千葉県内の支援団体から活動紹介
・千葉県在住福島県人会、松戸市福島県人会から活動紹介
・みんなで話そう！



日時：2月27日（土）13:00～15:00
会場：千葉市ビジネス支援センター会議室4（きぼーる 15階 京成千葉中央駅徒歩5分）
対象者：東日本大震災の被災者、福島県出身者、被災者・被災地に思いを寄せている方
定員：40名 参加費：200円/1人（福島県銘菓おみやげ付）
申込み：NPOクラブ 下記まで電話、FAX、メールでお申込みください。

＜編集・発行＞

特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ(NPOクラブ) TEL 043-303-1688 FAX 043-303-1689
〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12 E-mail npo-club@par.odn.ne.jp URL http://npoclub.com/
団体会 52団体・個人会員90人 発行1,000部 会員・県内市民活動センター・自治体等に送付しています。

News Letter

つぎのいっぽくん Vol.55 2016.02

特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ(NPOクラブ)



信頼されるNPOをめざそう☆

社会の信用を得るには、「団体がどんな目的で、どんな活動をしているか、事業収支(損益)はどうなっているか」、常時、情報公開していることが大切です。NPO法人は、「事業報告書等の所轄庁への提出」「法務局への登記申請」が義務ですが、できているでしょうか？「事業報告書提出」の状況について、千葉県県民生活・文化課 NPO法人班に伺いました。

Q. 年度終了後提出できていない法人は、何割くらいありますか？

法人により決算期が違うこと、新規認証や解散・取消などで法人数が常に変動することから、正確な割合を算出することは不可能ですが、平成26年度の状況は次のとおりです。

- ① 千葉県を所轄庁とする法人数（年度末現在） 1607 法人
- ② 平成25年度分の事業報告書等を提出した法人数 1256 法人（督促後、提出した法人を含む）
- ③ 督促状を発出した法人数 414 法人

※この状況から単純計算した年度末の未提出法人割合は、21.8%程度になります。また、督促を受ける法人は、ここ数年400法人を超えており、実に全法人の4分の1以上が督促を受けていることとなります。

Q. 3年未提出で認証取消しはこれまでにどのくらいありますか？

- 平成26年度末までに認証を取り消した法人数 148 法人
- 平成27年度認証取消し見込み法人数 30 法人程度

●事業報告書等の提出(事業年度終了後3ヶ月以内)

遅れずに、忘れずに！
事業報告書等は県庁やWEBで閲覧されます。団体の活動状況を適切に伝えられる内容にしましょう。

「活動計算書」を作成していますか？

改正NPO法(平成24年4月施行)では「活動計算書」を提出することとなっています(※)「収支計算書」は資金の範囲の動きのみを表し「活動計算書」は法人の財政状況全体を表します。早めに「活動計算書」に移行にしましょう。また、「計算書類の注記」に、重要な会計方針や事業別損益などを記載し、法人の活動状況がより詳細に見えるようにしましょう。(※当分の間は、「収支計算書」でもよいとされています)

●登記(変更登記申請)

資産の総額は毎年、代表権を持つ役員や定款(登記事項)の変更は、その都度、登記が必要です！

*法務局への登記に関する窓口相談は、事前予約制です。
千葉地方法務局法人登記部門
TEL: 043-302-1315



★事業報告書作成に、「申請・届出の手引き」をもっと活用しませんか？

★NPOクラブ「事業報告書作成講座」開催！

日時：4月19日（火）13:30-16:30
場所：千葉市民会館 受講料：3000円
★ちょっとした相談も電話で受け付けています！

千葉県NPO・ボランティア情報ネットでご覧になれます
⇒「千葉県 申請・届出の手引き」で検索
問合せ：千葉県県民生活・文化課 TEL 043-223-4137

マイナンバー取扱いへのリスク管理は？

NPO 法人はもちろん任意団体でも、給与や報酬、謝金を支払っている団体、外注や家賃の支払いがある団体は、支払相手からマイナンバーを取得する必要があります。
その時に必要な、マイナンバーの取扱いや管理のポイントをお知らせします。

1.マイナンバー制度実施の流れ

- 2015年10月住民票を持つすべての人（含む外国人）に通知カードが郵送された。
- 2016年1月より「社会保障・税・災害対策」の手続きでマイナンバーを利用。
- 2017年1月より国の行政機関の情報連携開始（厚生年金・健康保険手続きが開始予定）
- 2018年 銀行口座や医療分野の一部で利用開始予定

2.マイナンバーはどんなところで使われる？

- 社会保障
 - ・健康保険、高齢者医療、介護保険、障害者福祉等に関する事務手続きや給付
 - ・児童手当、就学支援金、障がい児・者等の事務手続きや給付
- 税金
 - ・給与所得者は支払者（会社、団体）からマイナンバーを求められる。
- 災害対策
 - ・被災者の生活再建支援金の給付や租税減免の手続き

3.NPO 法人にとってのマイナンバー

● マイナンバーと法人番号の違い

・法人には法人等に指定されるナンバー、13桁の「法人番号」が与えられます。マイナンバー「特定個人情報」との大きな違いは、法人にはプライバシー問題がないので「誰でも自由に利用できる」ことです。国税庁ホームページ「法人番号公表サイト」で情報の提供が行われます。

● NPO 法人でも、給与や報酬、謝金を支払っている団体、外注や家賃の支払いがある団体は、支払相手からマイナンバーを取得する必要があります。法人格を持たない団体も同様です。

- ・マイナンバーの取得 法令で定められた場合のみ取得できる
- ・利用目的をきちんと通知又は公表。
- ・番号の確認（通知カードやそのコピーで）と本人確認（免許証等で）を厳格にする（成りすまし防止）。マイナンバーの取得ができない時はその経緯を記録しておく（講師等の支払先の合意が得られない場合）

● マイナンバーの利用・提供・・・社員番号や顧客番号等、目的外の利用はできない。

- ・雇用保険、社会保険関係の事務手続き書類→年金事務所、健康保険組合、ハローワークに提出
- ・源泉徴収票や支払調書等税関係の事務手続き書類→税務署や市区町村に提出

● 保管・管理

- ・マイナンバーが記載された書類「特定個人情報ファイル」は鍵のかかる引き出しや棚に保管する。
- ・必要がなくなったら廃棄する。
- ・パソコンで管理するときは、ウィルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティ対策を万全にする。（基本的には紙ベースでの保管がおすすめ）
- ・マイナンバー取扱いのための「基本方針」「取扱い規定」などを作成する。
- ・取扱い担当者を決め、特定個人情報の取り扱いについては、これまでの個人情報より厳格に行う。

⇒詳しくは内閣官房 マイナンバー ホームページ をご覧ください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

より積極的な情報公開をするために

千葉の公益ポータルサイト『ちばNPO情報館』に登録しませんか？

NPO法人や市民活動団体が、市民や企業から信頼を得て連携、協働を進めていくためには、団体の積極的、自発的な情報発信が必要です。『ちばNPO情報館』では、公益コミュニティサイト CANPAN で情報開示している団体の中で、当団体が規定する要件を満たした千葉県内の団体の情報を一元化し、信頼を担保しています。

『ちばNPO情報館』へは、

NPOクラブホームページ npoclub.com の



をクリック！

★団体の詳細情報が掲載できます

- ・基礎情報・活動概要・活動実績
- ・財政・収支報告・貸借対照表
- ・組織運営・行政提出情報
- ・添付資料（定款・会則・役員名簿・加入申込書など）

★毎年度更新して、団体の信用度アップにつなげましょう！

★CANPANブログ

CANPANに登録すると広告表示のないブログツールが活用できます



★『ちばNPO情報館』登録と認証について

1.『ちばNPO情報館』に登録できる団体は？

千葉県内で活動している団体で、自団体の活動について積極的に情報開示を行い、日本財団CANPANの団体情報サイトで情報開示☆3つレベル以上であること。

2.登録の流れ

- ① CANPANのトップ画面から、ユーザー登録を行います。
- ② ユーザ登録が完了したら、CANPANにログインします。
- ③ 新規団体登録画面から、団体登録を開始します。
- ④ 各項目を入力し、☆3つ以上取得します。登録した情報はすぐに公開されます。
- ⑤ 取得後、必要書類（登録申請書、定款、事業報告書、決算書、予算書等）をNPOクラブに提出します。
- ⑥ 公開情報と現物の確認作業を行った上、認証、登録となります。

<提出先・お問合せ先>NPOクラブ

〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂 5-21-12

TEL : 043-303-1688 FAX : 043-303-1689 E-mail: npo-club@par.odn.ne.jp